

警察法改正案の廃案を求める意見書（案）

政府は1月28日、重大なサイバー攻撃に対処する名目で、警察庁に「サイバー警察局」を設置し、同庁としての初の捜査機関「サイバー特別捜査隊」を関東管区警察局に新設することを柱とする「警察法の一部を改正する法律案」（以下警察法改正案）を閣議決定し国会に提出した。本法案は本会議での主旨説明を省略し、衆議院内閣委員会での早期の可決を経て参議院に送られ、本年4月1日からの施行が目指されているとされる。

しかしながら、本法案はわが国の警察制度の根幹にかかわる極めて重要な改変をふくみ、決して短時間の審議で可決成立すべきものではなく、内閣委員会のみでの審議に委ねるべきものでもありえない。

2013年以降、サイバー犯罪の捜査は本県も含む14都道府県に設置されている「サイバー攻撃特別捜査隊」が担っている。これは戦前の警察権力の極端な肥大への反省と批判に基づいて構想された、戦後警察制度の基本の第一である警察機能の地方分権原則に則ったものである。この原則により、警察庁は各都道府県警察の指揮や監督に徹しているのであり、これが審議会を持たない唯一の省庁とされている所以である。本改正案は地方分権原則を一方向的に侵害し、警察庁に戦後初の捜査権能を与え、なおかつ解釈次第ではいくらかでも国家警察への権限の集中を可能にする。

現在のサイバー犯罪の捜査態勢に不備があり不十分であるならば、その根拠を示し、直轄部隊を設置する正当性と、同部隊に国際的な共同捜査への参加を認めることの安全保障上の是非を、徹底的に国会で論議すべきである。

さらに、すでに膨大な個人情報収集している警察が、あまりに境界が曖昧なサイバー空間・社会を対象とした場合、更に苛烈な個人情報の収集と管理、個人のコミュニケーション活動の監視と処罰へと向かう恐れがある。対抗策として、「国家公安委員会への申出」以上の安全担保も不可欠であると考えられる。

政府においては、戦後の警察行政の根幹である「地方分権」「民主的管理」「責務の限定」を遵守した上で、新たな社会の変化に的確に対応し、主権者が納得しうる警察行政の改革を目指すべきである。その観点から本警察法改正案の廃案をここに強く要求するものである、

以上、地方自治法第99条に基づいて意見書を提出する。

令和4年3月18日

千葉県議会議長

内閣総理大臣

警察庁長官

国家公安委員長

衆参両議長

宛て